

ニセコ町自治創生協議会 設置要綱

(設置)

第1条 ニセコ町の自治創生について審議するため、ニセコ町自治創生協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 協議会は、ニセコ町の自治創生に関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる各号の中から町長が委嘱する。

(1) 自治創生に識見を有する者 15人以内

(2) 一般公募に応じた者 5人以内

3 前項第2号の一般公募に応じた者が定数に満たなかった場合は、男女及び年齢構成を勘案し、前項第2号の人数を上限に、町長の指名する者をもって不足定数を補うことができる。

4 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 協議会は、必要に応じて、オブザーバーを置くことができる。

(役員)

第4条 協議会に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員が互選する。

3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会)

第5条 協議会は、座長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第6条 座長は、協議会における検討を円滑にするため、ワーキンググループを設けることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、自治創生室で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この設置要綱は、平成27年7月8日から施行する。